

平成 29 年 2 月 16 日

各 位

会 社 名：株式会社ハウスフリーダム
 代表者名：代表取締役社長 小島 賢二
 (コード：8996 福証 Q-Board)
 問合せ先：取締役 森光 哲也
 (TEL：072-336-0503)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 29 年 2 月 16 日開催の取締役会において、平成 29 年 3 月 24 日開催予定の第 22 回定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款一部変更の件

(1) 変更の理由

当社は、会社法第 2 条第 6 号に定める大会社には該当しておりませんが、同法の規定に基づく監査役会を設置することで、コーポレート・ガバナンスの一層の強化を図るため、監査役会に関する規定を新設するものであります。また、上記規定の新設に伴い一部内容を見直し、所要の変更を行うものであります。

(2) 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
第 1 章 総 則	第 1 章 総 則
(機関)	(機関)
第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、 次の機関を置く。	第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、 次の機関を置く。
1 取締役会	1 取締役会
2 監査役	2 監査役
(新設)	<u>3 監査役会</u>
<u>3</u> 会計監査人	<u>4</u> 会計監査人
第 4 章 取締役および取締役会	第 4 章 取締役および取締役会
(取締役会の決議の省略)	(取締役会の決議方法)
第 2 5 条 (新設)	第 2 5 条 <u>取締役会の決議は、議決に加わることがで</u> <u>きる取締役の過半数が出席し、その取締役の</u> <u>過半数をもって行う。</u>
(条文省略)	<u>2</u> (現行どおり)

<p>第26条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>第27条～第28条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第5章 監査役</p> <p>第29条～第31条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>第32条～第33条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>第26条 (現行どおり)</p> <p><u>(取締役会規則)</u></p> <p>第27条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。</p> <p>第28条～第29条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第5章 監査役および監査役会</p> <p>第30条～第32条 (現行どおり)</p> <p><u>(常勤の監査役)</u></p> <p>第33条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</p> <p><u>(監査役会の招集通知)</u></p> <p>第34条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p><u>(監査役会の決議方法)</u></p> <p>第35条 監査役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</p> <p><u>(監査役会の議事録)</u></p> <p>第36条 監査役会における議事録は、議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項を記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。</p> <p><u>(監査役会規則)</u></p> <p>第37条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。</p> <p>第38条～第39条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;"><u>第6章 会計監査人</u></p> <p><u>(選任方法)</u></p> <p>第40条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p><u>(任期)</u></p> <p>第41条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終</p>
---	---

<p>(新設)</p> <p style="text-align: center;">第 <u>6</u> 章 計算</p> <p>第<u>34</u>条～第<u>37</u>条 (条文省略)</p>	<p><u>了する事業年度のうち最終のものに関する定 時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p><u>2 会計監査人は、前項の定時株主総会におい て別段の決議がなされなかったときは、当該 定時株主総会において再任されたものとみな す。</u></p> <p><u>(報酬等)</u></p> <p><u>第42条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査 役会の同意を得て定める。</u></p> <p style="text-align: center;">第 <u>7</u> 章 計算</p> <p>第<u>43</u>条～第<u>46</u>条 (現行どおり)</p>
--	--

(3) 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 29 年 3 月 24 日 (金)
定款変更の効力発生日	平成 29 年 3 月 24 日 (金)

以 上